

補助金を活用して

文化、体育、
レクリエーション等

社会教育学級を始めませんか？

『社会教育学級』とは？

→ 文化、体育、レクリエーションを含む「組織的な教育活動」を行う団体のこと。



● 条件

- ☑ 1学級10名以上であること。
- ☑ 参加者の7割以上が本町に住所を有する、または本町に在勤・在学する者であること。
- ☑ 年間の開催回数が4回以上、合計時間が240分以上であること。
- ☑ 特定の政党、宗教、営利に関する活動または事業でないこと。
- ☑ 他の補助金及び施設利用等に関する減免の援助を受けていないこと。

● 補助金額

補助対象経費の総額又は5万円（上限）のいずれか低い額
4月1日から翌年2月末日までの活動経費を対象とする。



● 対象経費

- ・ 学級の運営に関する経費。
- ・ 個人の作品制作等の材料費、食糧費等は対象外とする。
- ・ 講師への謝礼金等は、「嘉手納町講師等謝礼金支払基準表」の額を上限とする。

申込期間：令和4年4月1日(金)～5月19日(木)

9時～17時 ※12時～13時及び土日祝日を除く

● 提出書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 活動計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 会員名簿



申請書等の様式は、
社会教育課(役場3階) または
嘉手納町役場・教育委員会の Web サイトから



【申込・問い合わせ】 嘉手納町教育委員会 社会教育課（役場内3階）

TEL：956-1111 （内線264）